

改正

平成18年3月20日訓令第9号
平成19年10月4日訓令第27号
平成21年4月1日訓令第8号
平成22年5月17日訓令第8号
平成23年3月31日訓令第14号
平成25年3月14日訓令第3号
平成26年6月25日訓令第27号
平成28年12月26日訓令第40号
平成30年12月17日訓令第17号

菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

(設置)

第1条 菊川市総合計画条例（平成26年菊川市条例第16号）第2条第1号に定める菊川市総合計画（以下「総合計画」という。）の円滑かつ効率的な策定及び推進に資するための庁内組織として、菊川市総合計画庁内策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画の策定に関する必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) 総合計画案の作成に関すること。
- (4) 総合計画の進捗管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総合計画に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 危機管理部長
- (5) 企画財政部長
- (6) 生活環境部長
- (7) 健康福祉部長
- (8) こども未来部長
- (9) 建設経済部長
- (10) 教育文化部長
- (11) 消防長
- (12) 病院事務部長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会に、第2条に規定する所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前項に掲げる部会に属すべき委員は、市長が指名する者をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議に準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成17年8月29日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月4日訓令第27号)

この訓令は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年4月1日訓令第8号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年5月17日訓令第8号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日訓令第14号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日訓令第3号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月25日訓令第27号）

この訓令は、菊川市総合計画条例の施行の日から施行する。

附 則（平成28年12月26日訓令第40号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年12月17日訓令第17号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。